

化学生物総合管理学会 研究計画書（17年度）

研究会の名称 化学物質総合管理法研究会(略称：法制研究会)

題目

参加者 星川欣孝、高橋俊彦、他

研究開始年月及び 平成 17 年 4 月から

研究終了予定年月 平成 19 年 3 月まで

研究の目的

化学物質リスク管理については、事業者が主体的にハザード評価・曝露評価を行うことを基本とする統一的な評価管理体系の構築を目指す。

そのために、REACH 規則案および TSCA と我が国法規制体系を比較検討して、各種関連制度の望ましいあり方をまとめる。そのうえで我が国法律体系の見直しに関する見解をまとめ、社会に提言する。

研究計画の内容

① 評価管理体系の見直し

事業者による主体的ハザード評価・曝露評価を基礎とした評価管理体系の実現に向け、化学物質総合管理に関連する諸制度のあり方を検討し、法律体系の見直しについて具体的試案を構築。

② コミュニケーション関連制度のあり方の検討

GHS 分類・表示、MSDS、リスク評価書等の専門性の高い情報伝達方策について、それぞれの包括的運用制度を検討。

③ 各種データベースの構築

化学物質の基礎情報・データベースの構築やハザード評価指針の整備などリスクアセスメント実施の支援体制について考察。

③ 人材の育成・組織体制のあり方の検討